

上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）の進捗状況（平成21年12月30日現在）

株式会社東京証券取引所

上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備

実行計画の項目	「速やかに実施する事項」の内容	対応の内容	対応の状況
(1) 取締役会のあり方	<p>多くの上場会社にとって株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるコーポレート・ガバナンスのモデルをスタディグループ報告書において示された考え方に沿って提示し、それを踏まえて、上場会社に対し、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由についてコーポレート・ガバナンス報告書において開示することを求める。</p>	<p>スタディグループ報告に掲げられたモデルについて、上場会社コーポレート・ガバナンス原則の末尾に備考として提示する。</p> <p>コーポレート・ガバナンス報告書において、当該モデルを踏まえつつ、現状のガバナンス体制とその体制を選択する理由についての開示を求める。</p>	<p>平成21年12月22日付で上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改訂及び上場会社あての通知を実施。</p> <p>平成21年12月30日付で改正規則を施行。【有価証券上場規程第445条の2】</p> <p>平成21年12月30日付で改正規則を施行。【有価証券上場規程施行規則第211条第6項第2号ほか】</p> <p>平成21年12月29日付でコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領の改訂及び上場会社あての通知を実施。</p>
(2) 監査役の機能強化	<p>監査役監査を支える人材・体制の確保(このための内部監査・内部統制部門との連携)、独立性の高い社外監査役の選任及び財務・会計に関する知見を有する監査役の選任などの監査役の機能強化に係る取組みの促進を図るべく、これらを上場会社コーポレート・ガバナンス原則において望ましい事項と位置付けるとともに、各上場会社の取組み状況についてコーポレート・ガバナンス報告書において開示することを求める。</p>	<p>上場会社コーポレート・ガバナンス原則に、「実行計画」に掲げた監査役の機能強化に向けた体制の整備に係る内容を追加する。</p> <p>コーポレート・ガバナンス報告書におけるガバナンス体制の現状の開示において、監査役の機能強化に向けた取組み状況についての記載を求める。</p>	<p>平成21年12月22日付で上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改訂及び上場会社あての通知を実施。</p> <p>平成21年12月30日付で改正規則を施行。【有価証券上場規程第445条の2】</p> <p>平成21年12月29日付でコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領の改訂及び上場会社あての通知を実施。</p>
(3) 社外取締役、監査役の独立性の確保	<p>上場会社に対し、社外取締役・監査役について、コーポレート・ガバナンス報告書において、会社との関係に関するより具体的な内容の開示を求めるとともに、当該者</p>	<p>コーポレート・ガバナンス報告書におけるガバナンス体制の現状の開示において、社外取締役・監査役の会社との関係及び当該者の独立性に関する会社の考え方についての記載</p>	<p>平成21年12月29日付でコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領の改訂及び上場会社あての通知を実施。</p>

実行計画の項目	「速やかに実施する事項」の内容	対応の内容	対応の状況
	の独立性に関する会社の考え方についても適切な開示を求める。	を求める。	
(4) 独立役員の選任	上場会社に対し、一般株主保護のため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと上場会社が判断する「独立役員」が存在することを求める。	独立役員を1名以上確保すべき旨を企業行動規範の「遵守すべき事項」として定めるとともに、独立役員の氏名及び指定の理由についてコーポレート・ガバナンス報告書における記載を求める。	平成21年12月30日付で改訂規則を施行。【有価証券上場規程第436条の2、同施行規則第211条第6項第5号ほか】 平成21年12月29日付でコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領の改訂及び上場会社あての通知を実施。
(5) 上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表	株主総会議案の議決結果について、単に可決か否決かだけでなく、賛否の票数まで公表するよう、上場会社に対して要請を行う。	上場会社代表者向けに左記内容の要請文を送付する。	平成21年10月29日付で上場会社あての要請を実施。
(7) 上場会社の企業グループ化への対応	<p>親会社単体だけではなく企業グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの充実を実現させる観点から所要の環境整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社のコーポレート・ガバナンスは、上場会社の企業グループ全体として実現されるべきものであることが明確になるよう、上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直しを行う。</li> <li>中核子会社を有する上場会社には、当該子会社が経営上の重要事項を決定する際などに、企業グループとしての説明責任を果たすよう、当該子会社の経営陣の見解を、親会社の見解とあわせて、親会社の株主に対して適切に開示するよう求める。</li> </ul>	<p>上場会社コーポレート・ガバナンス原則に、上場会社のコーポレート・ガバナンスは、上場会社の企業グループ全体として実現されるべきものである旨を追加する。</p> <p>中核子会社を有する上場会社における現状の適時開示について、当該子会社が経営上の重要事項を決定する際などに、当該子会社の経営陣の見解も併せて適切に開示するよう求める。</p>	<p>平成21年12月22日付で上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改訂及び上場会社あての通知を実施。</p> <p>平成21年12月29日付で会社情報適時開示ガイドブックの改訂及び上場会社あての通知を実施。</p>

環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備

実行計画の項目	「速やかに実施する事項」の内容	対応の内容	対応の状況
<p>(1) 開示制度の充実・変更や近年の投資者ニーズの変化を踏まえたより効率的で効果的なディスクロージャーの推進</p>	<p>投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、連結ベースで重要性がある会社情報の積極的な開示について要請を行う。</p> <p>適時開示資料の作成にあたって、上場規則上最低限含めるべき開示内容を明確化し、実効性確保手段の予見可能性を高める対応を行う。</p> <p>非上場の親会社等の会社情報に係る適時開示等について、同様の趣旨で求めており、近年充実を図っている支配株主との取引内容や支配株主等に関する事項の開示に統合し、実務の効率化を図る。</p> <p>財務報告に係る内部統制報告制度の導入後の状況を踏まえ、経営者が内部統制に重要な欠陥があるとする場合又は内部統制の評価結果を表明できないとする場合についても、上場会社による適時開示を必要とする事由に追加する。</p>	<p>上場会社代表者向けに左記内容の要請文を送付する。</p> <p>上場会社が会社情報の適時開示を行うにあたって、共通して開示すべき内容を明確化する。</p> <p>非上場の親会社等に係る会社情報の開示について、内容を整理した上で支配株主等に関する開示に統合する。</p> <p>上場会社は、経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示する。</p>	<p>年度内に実施予定。</p> <p>平成21年12月30日付で改正規則を施行。【有価証券上場規程第402条、同施行規則第402条の2第1項ほか】</p> <p>平成21年12月30日付で改正規則を施行。【有価証券上場規程第406条、同第411条第2項ほか】</p> <p>平成21年12月30日付で改正規則を施行。【有価証券上場規程第402条第1号a m】</p>
<p>(2) IFRSの導入に向けた対応</p>	<p>東証市場の国際競争力を強化する観点から、上場会社によるIFRSの採用に向けた関係各方面の動きに東証として必要な協力をを行う。</p> <p>IFRS導入に向けた議論をサポートするため、上場会社は、ディスクロージャー資料の適切な作成の基盤となる会計基準の開発、変更及びその教育の振興に係る活動に協力するよう努めるものとする旨を企業行動規範(望まれる事項)に明記することとする。</p>	<p>必要な協力を適宜実施する。</p> <p>上場会社は、会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体(例えば、財務会計基準機構)への加入のほか、会計基準設定主体等の行う研修への参加など会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものと</p>	<p>適宜実施中。</p> <p>平成21年12月30日付で改正規則を施行。【有価証券上場規程第409条の2関係】</p>

実行計画の項目	「速やかに実施する事項」の内容	対応の内容	対応の状況
		する旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定する。	

以 上